令和２年　８月 定例教育委員会

日時　令和２年８月２５日(火)13:30～
場所　鳥取市役所本庁舎６階 第４会議室

次　　第

○ 行事報告及び行事予定について　〔教育総務課〕

【審議案件】

（１）議案第１６号　鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について　〔生涯学習・スポーツ課〕P. 1
（２）議案第１７号　鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について　〔生涯学習・スポーツ課〕P. 17
（３）議案第１８号　工事請負契約の締結について　〔生涯学習・スポーツ課〕P. 24
（４）議案第１９号　専決処分事項の報告について　〔生涯学習・スポーツ課〕P. 28
（５）議案第２０号　専決処分事項の報告について　［中央図書館］P. 31

【説明・協議事項】

（１）令和２年度鳥取市一般会計補正予算（９月補正）について　［各課］P. 34
（２）鳥取市図書館振興計画の改定ついて　［中央図書館］P. 50

【先回定例会の議事録】

【その他】

（１）次期定例教育委員会の開催について
［９月］ 令和２年 9 月 28 日（月）13:30 ～鳥取市役所本庁舎６階 第５会議室
［10 月］令和２年 10 月 26 日（月）13：30～鳥取市役所本庁舎６階 第５会議室

① 行事予定（７月３０日～８月２５日）

月	日	曜日	行　　事　　等	場　　所
	30	（木）		
	31	（金）	学級づくり研修	鳥取市教育センター
8月	1	（土）	鳥取県埋蔵文化財センターの名品展	鳥取市歴史博物館
			夏休み工作イベント	あおや郷土館
	2	（日）	親子で楽しむ星の講座⑤「星のお話と水ロケット工作」（定員６組、予約制）	さじアストロパーク
	3	（月）	講師研修①（午前）、初任者研修③・新規採用養護教諭研修②（午後）	各学校（遠隔）
	4	（火）	特別支援教育支援員研修①	各学校（遠隔）
			第４回青谷町高齢者教室（中止）	青谷町総合支所多目的ホール
			夏休み子ども陶芸教室（作品づくり）	あゆみ工房（河原町コミュニティセンター横）
	5	（水）	鳥取市教育大綱・教育振興基本計画策定委員会	市役所本庁舎
			因州和紙でSeaガーデンをつくろう！（中止）	中央図書館
	6	（木）	星降る文化遺産2020	旧美歎水源地水道施設
	7	（金）	展覧会イベント「因州和紙にパターンアートをボールペンで描こう！」	あおや郷土館
	8	（土）		
	9	（日）	親子で楽しむ星の講座⑥「星のお話と宇宙コースター工作」（定員６組、予約制）	さじアストロパーク
	10	（月）	夏休み工作イベント	あおや郷土館
			夏休み一日図書館員（中止）	中央図書館
	11	（火）		
	12	（水）	宙(そら)の駅　宇宙散歩イベント「ペルセウス座流星群を見よう」	さじアストロパーク
	13	（木）	宙(そら)の駅　宇宙散歩イベント「ペルセウス座流星群を見よう」	さじアストロパーク
	14	（金）		
	15	（土）		
	16	（日）	お盆囲碁大会	河原町コミュニティセンター
	17	（月）	中堅教諭等資質向上研修③・特別支援教育ステップアップ研修①・学校司書研修②（選択Ａ）、特別支援教育支援員研修②（選択Ａ）	各学校（遠隔）
			第１回鳥取市図書館協議会	中央図書館
	18	（火）	総合教育会議	市役所本庁舎
			特別支援教育ステップアップ研修②・学校司書研修②（選択Ｂ）、特別支援教育支援員研修②（選択Ｂ）	各学校（遠隔）
			夏休み子ども陶芸教室（釉薬掛け）	あゆみ工房（河原町コミュニティセンター横）
	19	（水）	青谷町バレーボール大会（中止）	青谷町農林業者トレーニングセンター
	20	（木）		
	21	（金）		
	22	（土）	望遠鏡工作（定員20人の２回実施、予約制）	さじアストロパーク
	23	（日）		
	24	（月）		
	25	（火）	8月定例教育委員会	市役所本庁舎

② 行事予定（８月２６日～９月２８日）

月	日	曜日	行　　事　　等	場　　所
	26	（水）	第1回鳥取市教育センター運営協議会	鳥取市教育センター（一部遠隔）
			史跡鳥取城跡保存整備検討委員会	鳥取城跡・久松会館
	27	（木）	史跡鳥取城跡中ノ御門跡安全祈願祭	鳥取城跡
	28	（金）	歴史文化基本構想検討委員会	本庁舎会議室
	29	（土）	本田実氏没後30年事業「記念講演会」（10月に延期の予定）	さじアストロパーク
			歴史講座「因幡の狛犬」	因幡万葉歴史館
			あおいちギャラリー（～９月１３日）	あおや郷土館
	30	（日）		
	31	（月）	副校長・教頭研修②	各学校（遠隔）
9月	1	（火）		
	2	（水）		
	3	（木）		
	4	（金）	中堅教諭等資質向上研修④・特別支援教育ステップアップ研修③・学校司書研修（選択C）・特別支援教育支援員研修②（選択C）	各学校（遠隔）
	5	（土）	企画展関連講座「発掘調査から分かる湖山池周辺の歴史」	やまびこ館
	6	（日）		
	7	（月）		
	8	（火）	第５回青谷町高齢者教室（参加人数を調整して実施）	青谷町総合支所多目的ホール
	9	（水）		
	10	（木）	音読教室	青谷町総合支所
	11	（金）		
	12	（土）		
	13	（日）	企画展関連講座「鳥取いにしえの木の文化」	やまびこ館
	14	（月）		
	15	（火）		
	16	（水）	プラネタリム秋番組「ハッブル望遠鏡が見た宇宙」（～12/13まで）	さじアストロパーク
			期間展示「ハッブル望遠鏡が見た宇宙」（～12/13まで）	さじアストロパーク
	17	（木）		
	18	（金）		
	19	（土）	宙の駅「宇宙散歩パートⅡ」=天の川と木星･土星=（～9/22まで）	さじアストロパーク
			第12回 青谷高校授業作品展（～１０月１４日）	あおや郷土館
	20	（日）	企画展関連講座「鳥取県埋蔵文化財センターの名品紹介」	やまびこ館
			鳥取しゃんしゃん傘踊り・すずっこ踊り	仁風閣
	21	（月）		
	22	（火）		
	23	（水）		
	24	（木）		
	25	（金）		
	26	（土）	仁風閣講座「鳥取藩主池田家の歴史遺産」	仁風閣
			狛犬バスツアー	万葉歴史館
	27	（日）		
	28	（月）	９月定例教育委員会	市役所本庁舎

議案第１６号

８月定例教育委員会　資料	
年月日	令和２年８月２５日
担当課	生涯学習・スポーツ課

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正について

１　改正の目的

鳥取市福部町コミュニティセンターの建物複合化に伴う施設区分及び使用料を変更し、並びに鳥取市佐治町コミュニティセンターに指定管理者制度を導入するため、条例の一部を改正することを目的とします。

２　改正の内容

⑴　鳥取市福部町コミュニティセンターの施設区分及び使用料を変更します。（別表第２関係）

⑵　鳥取市佐治町コミュニティセンターに指定管理者制度を導入します。（第１４条、第１５条、第１６条、別表第３関係）

３　施行期日等

１　この条例は、令和２年１２月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　次項の規定　公布の日

⑵　第１４条から第１６条までの改正規定、別表第２中鳥取市佐治町コミュニティセンターの部を削る改正規定及び別表第３の改正規定　令和３年４月１日

２　使用の許可の申請その他コミュニティ施設事業の実施について必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

３　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第　　号

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和２年９月　日提出

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例（平成１６年鳥取市条例第１４５号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項中「（以下「国府町コミュニティ施設」という。）」を「及び鳥取市佐治町コミュニティセンター（以下「指定管理施設」という。）」に改め、同条第２項中「国府町コミュニティ施設」を「指定管理施設」に改める。

第１５条第１項及び第１６条第１項中「国府町コミュニティ施設」を「指定管理施設」に改める。

別表第２鳥取市福部町コミュニティセンターの部を次のように改める。

鳥取市福部町コミュニティセンター	多目的ホール	１時間につき１，２００円	１時間につき２，４００円
	研修室⑴	１時間につき１００円	１時間につき２００円
	研修室⑵	１時間につき１５０円	１時間につき３００円
	調理室	１時間につき３００円	１時間につき６００円

別表第２中鳥取市佐治町コミュニティセンターの部を削る。

別表第３鳥取市国府町コミュニティセンターの部の次に次のように加える。

鳥取市佐治町コミュニティセンター	大会議室	１時間につき ７００円	１時間につき １，４００円
	中会議室、講義室、視聴覚室	１時間につき ２００円	１時間につき ４００円
	中研修室、児童室	１時間につき １５０円	１時間につき ３００円
	第１研修室、第２研修室、茶室	１時間につき １００円	１時間につき ２００円
	大研修室	１時間につき ５００円	１時間につき １，０００円

別表第３備考第３項中「鳥取市立国府町コミュニティセンター」を「鳥取市国府町コミュニティセンター」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年１２月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　次項の規定　公布の日

⑵　第１４条から第１６条までの改正規定、別表第２中鳥取市佐治町コミュニティセンターの部を削る改正規定及び別表第３の改正規定　令和３年４月１日

（準備行為）

２　使用の許可の申請その他コミュニティ施設事業の実施について必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

３　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

提案理由

　鳥取市福部町コミュニティセンターの施設区分及び使用料を変更するとともに、鳥取市佐治町コミュニティセンターに指定管理者制度を導入するためである。

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例（平成１６年条例第１４５号）新旧対照表

改正後	改正前
○鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例 平成２９年９月２５日条例第３３号 第１条～第１３条　（略） （指定管理者による管理） 第１４条　鳥取市国府町コミュニティセンター及び鳥取市佐治町コミュニティセンター（以下「指定管理施設」という。）の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。 ２　指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に指定管理施設の管理を行わなければならない。 （指定管理者の業務の範囲） 第１５条　指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。 （１）　指定管理施設の利用に関する業務 （２）　指定管理施設の施設及び設備の維持管理に関する業務 （３）　前２号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理上市長が必要と認める業務 ２　前条第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第３条、第４条、第９条、第１０条第２項及び第１２条第２項の規定の適	○鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例 平成２９年９月２５日条例第３３号 第１条～第１３条　（略） （指定管理者による管理） 第１４条　鳥取市国府町コミュニティセンター（以下「国府町コミュニティ施設」という。）の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。 ２　指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に国府町コミュニティ施設の管理を行わなければならない。 （指定管理者の業務の範囲） 第１５条　指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。 （１）　国府町コミュニティ施設の利用に関する業務 （２）　国府町コミュニティ施設の施設及び設備の維持管理に関する業務 （３）　前２号に掲げるもののほか、国府町コミュニティ施設の管理上市長が必要と認める業務 ２　前条第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第３条、第４条、第９条、第１０条第２項及び第１２条第２項の規定の適用につ

用については、第３条、第４条、第９条及び第１０条第２項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第１２条第２項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

（利用料金）

第１６条　指定管理施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、別表第３に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

２　利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

第１７条～第２０条　（略）

別表第１（第５条関係）

施設名	区分	金額（１時間につき）
鳥取市鹿野町勝谷地区コミュニティ施設、鳥取市鹿野町小鷲河地区コミュニティ施設	屋内運動場	２５０円
鳥取市鹿野町鹿野地区コミュニティ施設、鳥取市鹿野町小鷲河地区コミュニティ施設	教室棟	１部屋につき１５０円

別表第２（第５条関係）

施設名	区分	午前８時３０分～午後５時	午後５時～午後１０時
鳥取市福部町コミュニティ	多目的ホール	１時間につき１，２００円	１時間につき２，４００円

いては、第３条、第４条、第９条及び第１０条第２項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第１２条第２項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

（利用料金）

第１６条　国府町コミュニティ施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、別表第３に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

２　利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

第１７条～第２０条　（略）

別表第１（第５条関係）

施設名	区分	金額（１時間につき）
鳥取市鹿野町勝谷地区コミュニティ施設、鳥取市鹿野町小鷲河地区コミュニティ施設	屋内運動場	２５０円
鳥取市鹿野町鹿野地区コミュニティ施設、鳥取市鹿野町小鷲河地区コミュニティ施設	教室棟	１部屋につき１５０円

別表第２（第５条関係）

施設名	区分	午前８時３０分～午後５時	午後５時～午後１０時
鳥取市福部町コミュニティ	講堂	１時間につき１，５００円	１時間につき３，０００円

センター	研修室(1)	１時間につき １００円	１時間につき ２００円
	研修室(2)	１時間につき １５０円	１時間につき ３００円
	調理室	１時間につき ３００円	１時間につき ６００円
鳥取市河原町コミュニティセンター	大講堂	１時間につき ２，０００円	１時間につき ４，０００円
	ギャラリー	１時間につき ５００円	１時間につき １，０００円
	会議室（和室）、第１研修室	１時間につき ２００円	１時間につき ４００円
	第２研修室、調理実習室	１時間につき ３００円	１時間につき ６００円
	会議室	１時間につき １５０円	１時間につき ３００円
鳥取市用瀬町民会館	研修室	１時間につき ５００円	１時間につき １，０００円
	教養室、調理室	１時間につき ３００円	１時間につき ６００円
	大会議室	１時間につき ７００円	１時間につき １，４００円
	中会議室	１時間につき	１時間につき

センター	研修室（１）（２）、IT講習室	１時間につき １５０円	１時間につき ３００円
	調理室、研修室（３）	１時間につき ３００円	１時間につき ６００円
	親子サロン、ロビー	１時間につき １００円	１時間につき ２００円
	会議室	１時間につき ５００円	１時間につき １，０００円
鳥取市河原町コミュニティセンター	大講堂	１時間につき ２，０００円	１時間につき ４，０００円
	ギャラリー	１時間につき ５００円	１時間につき １，０００円
	会議室（和室）、第１研修室	１時間につき ２００円	１時間につき ４００円
	第２研修室、調理実習室	１時間につき ３００円	１時間につき ６００円
	会議室	１時間につき １５０円	１時間につき ３００円
鳥取市用瀬町民会館	研修室	１時間につき ５００円	１時間につき １，０００円
	教養室、調理室	１時間につき ３００円	１時間につき ６００円
	大会議室	１時間につき	１時間につき

		２００円	４００円
	小会議室	１時間につき １００円	１時間につき ２００円
鳥取市気高町コミュニティセンター	大会議室	１時間につき ５００円	１時間につき １，０００円
	第１会議室、第２会議室、第３会議室	１時間につき １５０円	１時間につき ３００円
	和室、ふれあい室、視聴覚室	１時間につき ２００円	１時間につき ４００円
	調理室	１時間につき ３００円	１時間につき ６００円
鳥取市青谷町コミュニティセンター	多目的ホール（控室含む。）	１時間につき ７００円	１時間につき １，４００円
	第１会議室、第２会議室	１時間につき １５０円	１時間につき ３００円
	第３会議室	１時間につき ２００円	１時間につき ４００円

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の１０割増の額とする。

３　冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の５割の額とする。

４　調理実習室等における使用料の内訳にはガス、水道代等を含むも

		７００円	１，４００円
	中会議室	１時間につき ２００円	１時間につき ４００円
	小会議室	１時間につき １００円	１時間につき ２００円
鳥取市佐治町コミュニティセンター	大会議室	１時間につき ７００円	１時間につき １，４００円
	中会議室、講義室、視聴覚室	１時間につき ２００円	１時間につき ４００円
	中研修室、児童室	１時間につき １５０円	１時間につき ３００円
	第１研修室、第２研修室、茶室	１時間につき １００円	１時間につき ２００円
	大研修室	１時間につき ５００円	１時間につき １，０００円
鳥取市気高町コミュニティセンター	大会議室	１時間につき ５００円	１時間につき １，０００円
	第１会議室、第２会議室、第３会議室	１時間につき １５０円	１時間につき ３００円
	和室、ふれあい室、視聴覚室	１時間につき ２００円	１時間につき ４００円
	調理室	１時間につき ３００円	１時間につき ６００円

のとする。

5　この表の規定により計算して得た額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

別表第３（第１６条関係）

施設名	区分	午前８時３０分～午後５時	午後５時～午後１０時
鳥取市国府町コミュニティセンター	多目的ホール	１時間につき２，５００円	１時間につき５，０００円
	大会議室	１時間につき７００円	１時間につき１，４００円
鳥取市青谷町コミュニティセンター	多目的ホール（控室含む。）	１時間につき７００円	１時間につき１，４００円
	第１会議室、第２会議室	１時間につき１５０円	１時間につき３００円
	第３会議室	１時間につき２００円	１時間につき４００円

備考

1　１時間未満は、１時間とする。

2　営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の１０割増の額とする。

3　冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の５割の額とする。

4　調理実習室等における使用料の内訳にはガス、水道代等を含むものとする。

5　この表の規定により計算して得た額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

別表第３（第１６条関係）

施設名	区分	午前８時３０分～午後５時	午後５時～午後１０時
鳥取市国府町コミュニティセンター	多目的ホール	１時間につき２，５００円	１時間につき５，０００円
	大会議室	１時間につき７００円	１時間につき１，４００円

	視聴覚室	１時間につき ５００円	１時間につき １，０００円
	食生活改善室、研修室（１）	１時間につき ３００円	１時間につき ６００円
	児童室、研修室（２）（３）（４）	１時間につき ２００円	１時間につき ４００円
	第３会議室	１時間につき ２００円	１時間につき ４００円
鳥取市佐治町コミュニティセンター	大会議室	１時間につき ７００円	１時間につき １，４００円
	中会議室、講義室、視聴覚室	１時間につき ２００円	１時間につき ４００円
	中研修室、児童室	１時間につき １５０円	１時間につき ３００円
	第１研修室、第２研修室、茶室	１時間につき １００円	１時間につき ２００円
	大研修室	１時間につき ５００円	１時間につき １，０００円

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　営利目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額の１０割増の額とする。

３　鳥取市国府町コミュニティセンターの多目的ホールの舞台のみを

	視聴覚室	１時間につき ５００円	１時間につき １，０００円
	食生活改善室、研修室（１）	１時間につき ３００円	１時間につき ６００円
	児童室、研修室（２）（３）（４）	１時間につき ２００円	１時間につき ４００円
	第３会議室	１時間につき ２００円	１時間につき ４００円

備考

１　１時間未満は、１時間とする。

２　営利目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額の１０割増の額とする。

３　鳥取市立国府町コミュニティセンターの多目的ホールの舞台のみを練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の５割の額とする。

４　冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の５割の額とする。

５　調理実習室等における利用料金の内訳にはガス、水道代等を含むものとする。

６　この表の規定により計算して得た額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

練習又は準備のために利用する場合の利用料金は、この表に定める額の５割の額とする。 ４　冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の５割の額とする。 ５　調理実習室等における利用料金の内訳にはガス、水道代等を含むものとする。 ６　この表の規定により計算して得た額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。	

福部町コミュニティセンター　利用料一覧

【現】鳥取市福部町コミュニティセンター

区分	面積	午前8時30分～午後5時	午後5時～午後10時
講堂	342.4㎡	1時間につき　1,500円	1時間につき　3,000円
研修室（1）	34.㎡	1時間につき　150円	1時間につき　300円
研修室（2）	29.5㎡		
IT講習室	40.2㎡		
調理室	79.2㎡	1時間につき　300円	1時間につき　600円
研修室（3）	68.㎡		
親子サロン	15.5㎡	1時間につき　100円	1時間につき　200円
ロビー	35.5㎡		
会議室	141.6㎡	1時間につき　500円	1時間につき　1,000円

・1時間未満は、1時間とする。
・営利目的での使用料は、表の額の10割増しの額とする。
・冷暖房設備の使用料は、表の額の5割の額とする。
・10円未満の端数は切り捨てる。

【複合化】鳥取市福部町コミュニティセンター

区分	面積	午前8時30分～午後5時	午後5時～午後10時
多目的ホール	255.14㎡	1時間につき　1,200円	1時間につき　2,400円
研修室（1）	20.01㎡	1時間につき　100円	1時間につき　200円
研修室（2）	33.06㎡	1時間につき　150円	1時間につき　300円
調理室	58.㎡	1時間につき　300円	1時間につき　600円

・1時間未満は、1時間とする。
・営利目的での使用料は、表の額の10割増しの額とする。
・冷暖房設備の使用料は、表の額の5割の額とする。
・10円未満の端数は切り捨てる。

単価算出の考え方

研修室（1）

現施設の研修室(1)・(2)の面積按分（100円未満切り上げ）　100 円

研修室（2）

現施設の研修室(1)・(2)の面積が29.5㎡・34㎡であることから同額の料金とする

調理室

他地域の施設（調理室）が一律300円であることから300円とする

多目的ホール

現施設の講堂の面積按分（100円未満切り上げ）　1200 円

図面	改築後平面図	縮尺	1/200	工事名	福部村役場車庫等増築工事

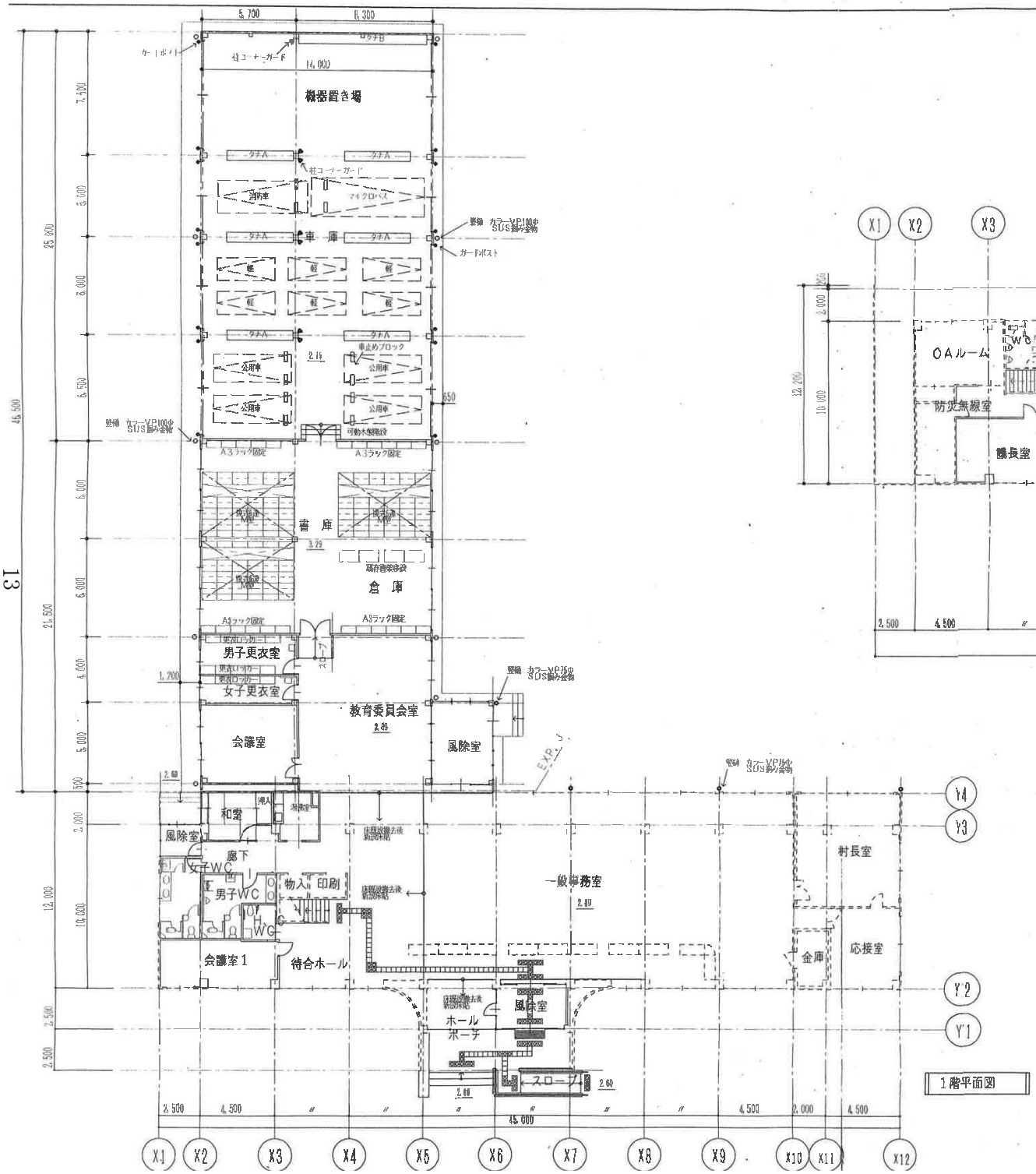

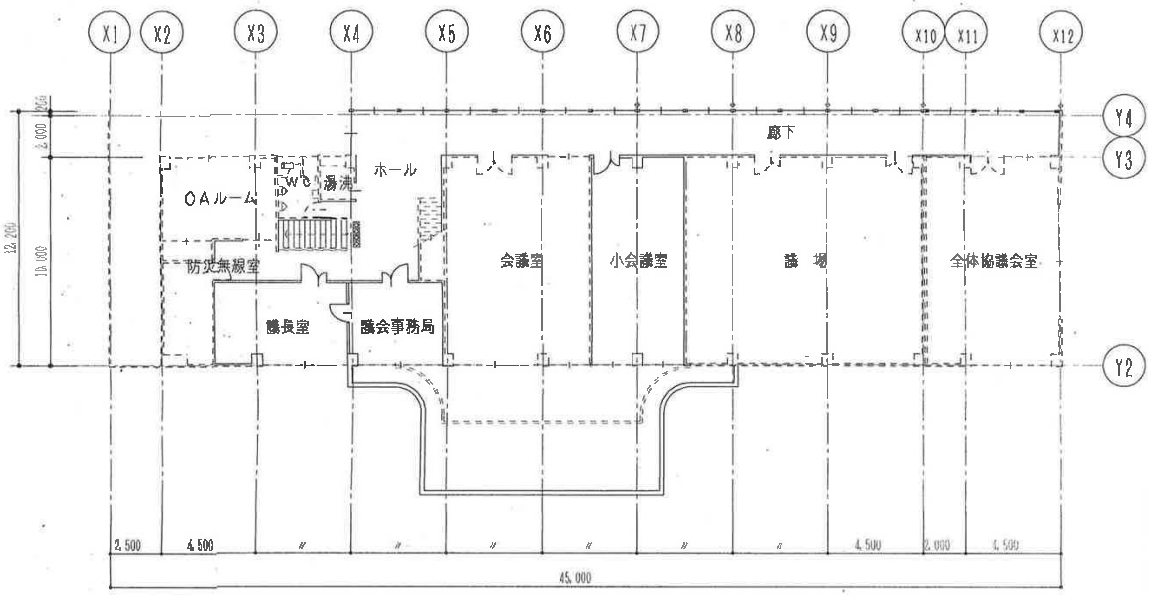

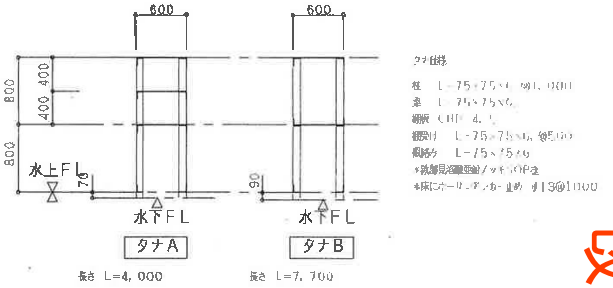

改修前

改修後

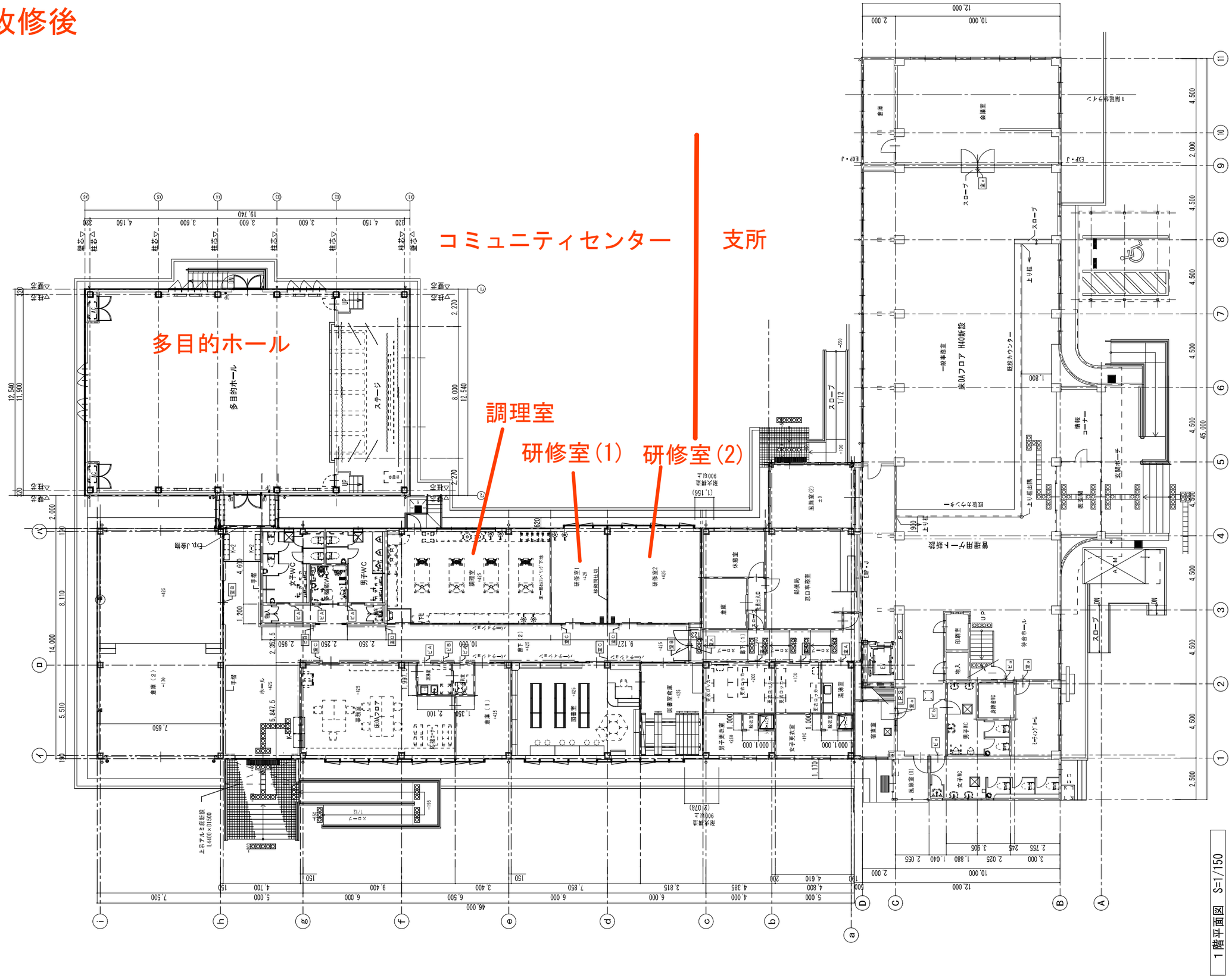

地域組織のあり方検討について

１　経過及び取組状況

本市では、地域組織支援モデル事業の取組（組織の一体化・補助金等の一本化）と並行し、コミュニティ活動の拠点となる地区公民館の機能や運営形態について、関係団体（まちづくり協議会）や地区公民館、外部委員会等との意見交換を行ってきました。

そうした中、モデル事業に取り組んだ佐治地区（佐治まちづくり協議会）から、公共施設等の管理運営事業の受託について意向が示されました。

その後、地域組織による施設の管理運営の可能性について地域と協議を重ね、**令和３年度から、拠点施設に指定管理者制度を導入し、地域組織による主体的で自立性のある運営、社会教育を基盤とした地域づくりの取組を促進させたい**と考えています。

市政改革プラン（R2.3.25 公表）

活動の主体となる「まちづくり協議会」などの地域組織が、より裁量を持って地区公民館の運営を行っていただくことができるよう指定管理者制度を活用することで、社会教育と地域づくり活動のより一層の連携を図り、住民自治を推進します。

２　指定管理者制度の内容等（案）

指定管理者制度の導入可否等は、制度検討委員会における審議を経て取りまとめていきます。

（１）対象施設

佐治町コミュニティセンター（佐治地区公民館との複合施設）

・建築年：昭和 59 年（築 36 年）　　・構造：鉄筋コンクリート造３階
・延床面積：1,548.74 ㎡　　・所管：生涯学習・スポーツ課

（２）地域組織による地域づくり事業と拠点施設の運営により期待される効果

① 地域の実態や課題解決、地域づくりの視点を踏まえた主体的で自立性のある運営、コミュニティ活動の拠点となる施設の実現
② 地域組織による柔軟でより効果的な施設活用・運営による住民福祉の向上

（３）想定している業務内容（仕様書に定める主な指定管理業務）

① 地域振興・福祉業務（コミュニティ計画に基づく各種事業の支援）
② 生涯学習業務（住民福祉の増進や地域づくりの基盤となる学びの提供）
③ 災害対応業務（避難場所としての施設管理）
④ 施設運営業務（施設の貸し出し、利用料金の徴収、管理に必要な鍵の保管）
⑤ 施設管理業務（建築物及び設備の保守管理、備品の保守管理、施設管理、清掃）

３　今後の取組（スケジュール案）

令和２年６月　総務企画・文教経済委員会へ経過等を報告
８月　指定管理者制度検討委員会（制度導入の可否等を審議）
≪以下、指定管理者制度の導入を進める場合≫
９月　指定管理者制度導入に関連する条例改正及び債務負担に関する議案上程
指定管理者の募集
１２月　指定管理者指定に関する議案上程
令和３年４月　指定管理者による運営開始　（３年間を予定）

≪今後の取組み方針≫

今回の地域拠点施設への指定管理者制度導入は、地域が「地域の維持発展と活性化に寄与すること」を目的として取り組むまちづくり事業の一環として、地域の希望に沿った地域運営をめざすものであり、全市一律に進めるものではありません。

今後も地域と対話を重ね、各地域がそれぞれの判断によって、**地域のニーズや実態、特性に応じた運営手法を選択できるような柔軟な仕組み（制度）をめざします。**

佐治町コミュニティセンター　平面図 及び 使用料 について

【1階】

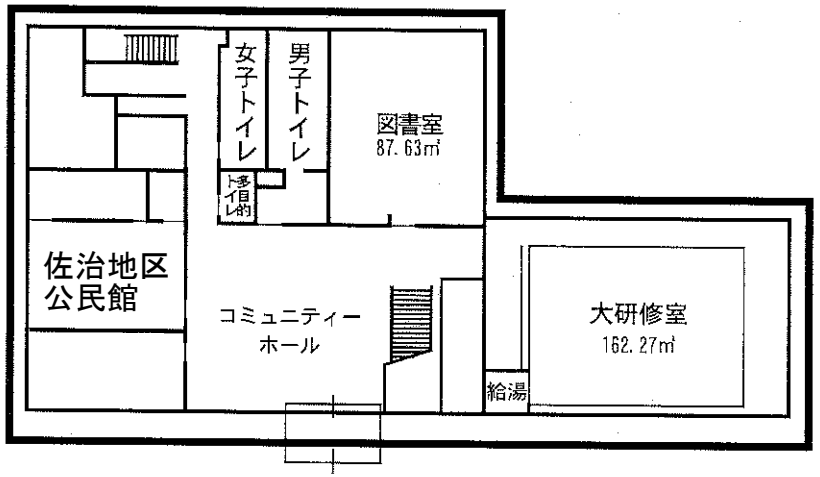

【2階】

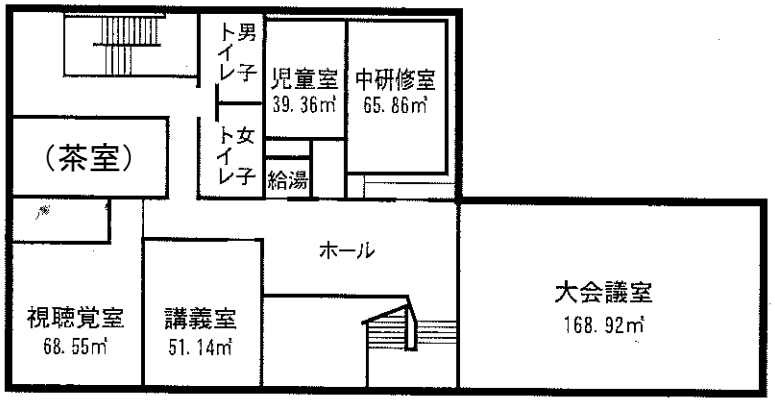

【3階】

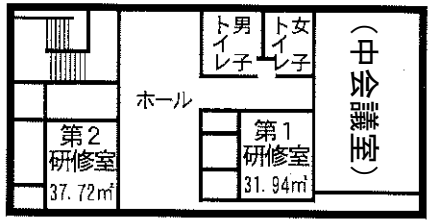

使用料 早見表

営利目的の企業・団体等の使用の場合にはここに定めている使用料の２倍の額を使用料とする。
使用料減免や営利等の判断基準については、職員にご確認ください。

	区　分	8：30 ～ 17：00	17：00 ～ 22：00
【1階】	大研修室（和室）	1時間につき（冷暖房使用時）500円（750円）	1時間につき（冷暖房使用時）1,000円（1,500円）
【2階】	大会議室（Pタイル）	1時間につき（冷暖房使用時）700円（1,050円）	1時間につき（冷暖房使用時）1,400円（2,100円）
	中研修室（和室）	1時間につき（冷暖房使用時）150円（225円）	1時間につき（冷暖房使用時）300円（450円）
	児童室（和室）	1時間につき（冷暖房使用時）150円（225円）	1時間につき（冷暖房使用時）300円（450円）
	講義室（Pタイル）	1時間につき（冷暖房使用時）200円（300円）	1時間につき（冷暖房使用時）400円（600円）
	視聴覚室（Pタイル）	1時間につき（冷暖房使用時）200円（300円）	1時間につき（冷暖房使用時）400円（600円）
【3階】	第1研修室（和室）	1時間につき（冷暖房使用時）100円（150円）	1時間につき（冷暖房使用時）200円（300円）
	第2研修室（和室）	1時間につき（冷暖房使用時）100円（150円）	1時間につき（冷暖房使用時）200円（300円）

議案第１７号

８月定例教育委員会　資料	
年月日	令和２年８月２５日
担当課	生涯学習・スポーツ課

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正について

１　改正の目的

鳥取市さじアストロパーク天体宿泊施設ジュノー観測所の洋室追加に伴う使用料設定に併せ、和室及び洋室の使用要件を変更するため、条例の一部を改正することを目的とします。

２　改正の内容

⑴　鳥取市さじアストロパーク天体宿泊施設ジュノー観測所に洋室を追加します。（別表第３関係）

⑵　鳥取市さじアストロパーク天体宿泊施設の和室及び洋室の使用要件を変更します。（別表第３関係）

３　施行期日等

⑴　この条例は、公布の日から施行することとします。（附則第１項関係）

⑵　この条例による改正後の鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前に使用したものについては、なお従前の例による。（附則第２項関係）

議案第　　号

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和２年９月　　日提出

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例（平成１６年鳥取市条例第１４４号）の一部を次のように改正する。

別表第２天体宿泊施設の部中「、ジュノー観測所」を削り、「パラス観測所」の次に「、ジュノー観測所」を加え、同表備考を次のように改める。

備考　観測所を使用する者は、次のとおり使用し、使用する部分の使用料を支払わなければならない。

⑴　共有部分は必ず使用するものとする。

⑵　天候不良、機器の不具合その他の天体観測室が使用できない事由がある場合を除き、天体観測室を使用するものとする。

⑶　和室１、和室２及び洋室のうち使用する部屋の定員の合計が、観測所を使用する者の数以上でなければならない。この場合において、次のアからウまでに掲げる部屋について、それぞれアからウまでに定める数を定員とする。

ア　和室１　３

イ　和室２　３

ウ　洋室　２

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前に使用したものについては、なお従前の例による。

提案理由

天体宿泊施設に洋室を追加するとともに、使用要件を変更するためである。

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例（平成１６年条例第１４４号）新旧対照表

改正後

○鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例

第１条～第１７条　（略）

附　則

１～３　（略）

別表第１　（略）

別表第２（第４条、第６条関係）

区分			使用料（１泊につき）
天体宿泊施設	セレス観測所、アストラエア観測所	共有部分（居間・台所・風呂・便所等）	１６，５００円
		和室１	４，６００円
		和室２	４，６００円
		天体観測室	４，６００円
	パラス観測所、ジュノー観測所	共有部分（居間・台所・風呂・便所等）	１６，５００円
		和室１	４，６００円
		和室２	４，６００円
		洋室	４，６００円
		天体観測室	４，６００円
備考　観測所を使用する者は、次のとおり使用し、使用する部分の使用			

改正前

○鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例

第１条～第１７条　（略）

附　則

１～３　（略）

別表第１　（略）

別表第２（第４条、第６条関係）

区分			使用料（１泊につき）
天体宿泊施設	セレス観測所、ジュノー観測所、アストラエア観測所	共有部分（居間・台所・風呂・便所等）	１６，５００円
		和室１	４，６００円
		和室２	４，６００円
		天体観測室	４，６００円
	パラス観測所	共有部分（居間・台所・風呂・便所等）	１６，５００円
		和室１	４，６００円
		和室２	４，６００円
		洋室	４，６００円
		天体観測室	４，６００円
備考			

料を支払わなければならない。 （１）　共有部分は必ず使用するものとする。 （２）　天候不良、機器の不具合その他の天体観測室が使用できない事由がある場合を除き、天体観測室を使用するものとする。 （３）　和室１、和室２及び洋室のうち使用する部屋の定員の合計が、観測所を使用する者の数以上でなければならない。この場合において、次のアからウまでに掲げる部屋について、それぞれアからウまでに定める数を定員とする。 ア　和室１　３ イ　和室２　３ ウ　洋室　２	１　観測所を使用する者は、共有部分、和室１、和室２及び天体観測室を使用するものとする。ただし、次の各号に定める部分の使用については、この限りでない。 （１）　観測所を３名以下で使用する場合　和室１又は和室２のいずれか１室 （２）　天候、機器の不具合等により天体観測室が使用できない場合　天体観測室 ２　使用料は、前項の規定により使用する部分の使用料の額を合計した額とし、別に洋室を使用する場合は、当該額に洋室の使用料を合算した額とする。

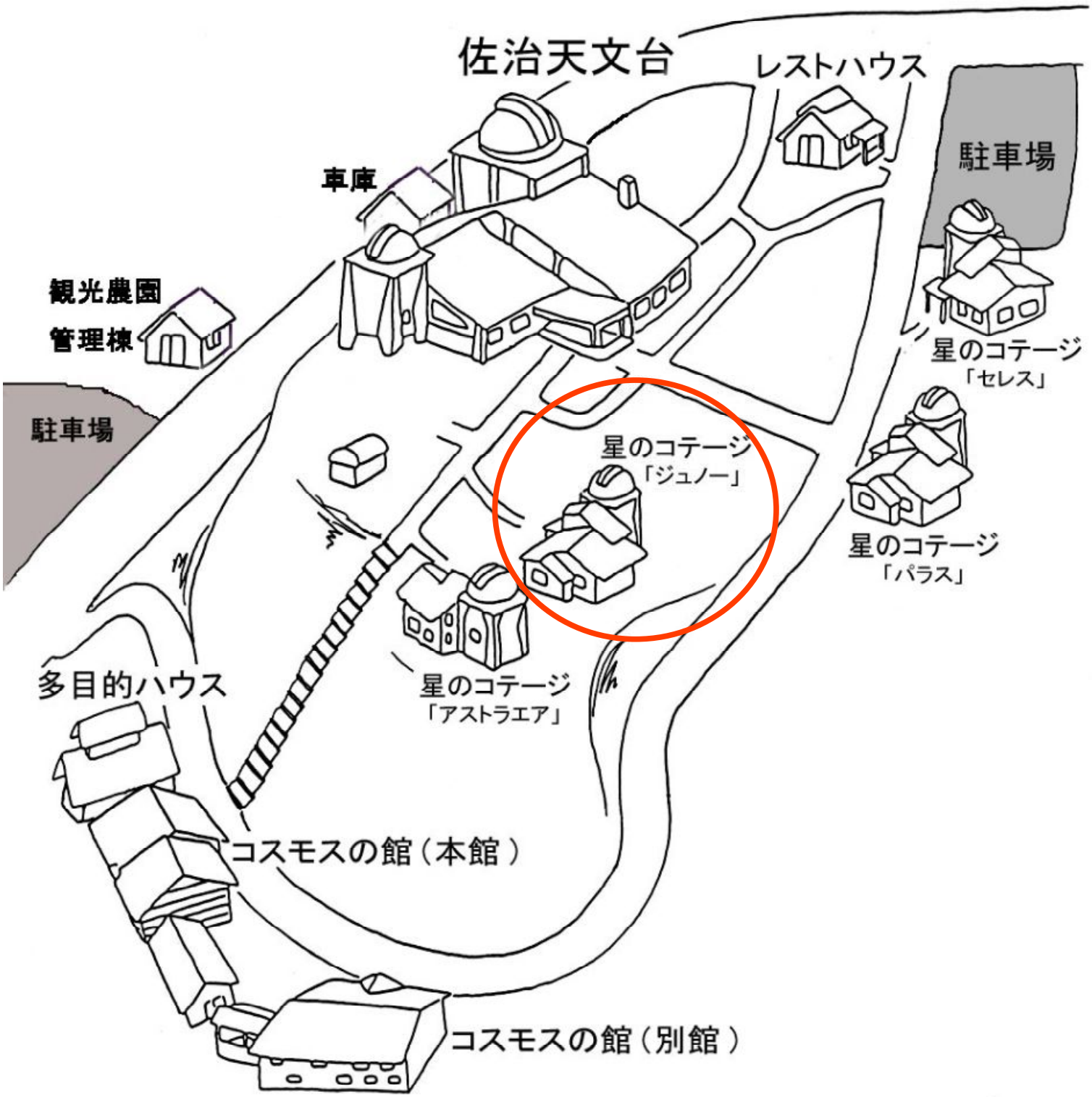
佐治天文台
レストハウス
駐車場
車庫
観光農園
管理棟
駐車場
星のコテージ
「セレス」
星のコテージ
「ジュノー」
星のコテージ
「パラス」
星のコテージ
「アストラエア」
多目的ハウス
コスモスの館（本館）
コスモスの館（別館）

ジュノー観測所

定例教育委員会 資料	
令和２年８月２５日	
担当課 電話 (内線)	生涯学習・スポーツ課 0857-30-8425（内線 7850）

議案第１８号　工事請負契約の締結について

河原町国英地区活性化施設（仮称）建設工事の概要

1　事業の目的

河原町国英地区は、地区内に体育館を有しておらず、地区球技大会や高齢者スポーツ大会などを千代川左岸側の総合体育館等で実施しているため、屋内運動場や備蓄倉庫を兼ね備えたコミュニティセンター施設を整備することにより、参加者の増加が期待できる。

また、現在の指定緊急避難場所は国英地区公民館だが、大規模災害となると地区公民館だけでは収容しきれなくなり、千代川左岸の体育館等に避難せざるを得なくなる。そのため、地区公民館と当施設を併設することで、より安心で安全な避難場所としての効果が発揮できる。併せて屋内運動場を活用して地区内の進出企業等との交流を進めることにより、これまで以上に地区の活性化が図られる。

2　事業の内容

【施設の概要】

鉄骨造　平屋建（800.89 ㎡）

・屋内運動室（平時：研修・訓練室、災害時：緊急避難スペース）

・防災備蓄倉庫

・多目的室・視聴覚室（平時：研修・訓練室、災害時：活動拠点室）

・和室（平時：研修・訓練室、災害時：緊急避難スペース（高齢者・障がい者等用））

【外観及び内観イメージ】

屋内運動場のイメージ

3　今後のスケジュール

・建設工事契約議決・締結（令和２年９月）

・建設工事着工（令和２年１０月）

・建設工事完成（令和３年９月）

・地元への施設引き渡し予定（令和３年９月）令和元年度

河原町国英地区活性化施設（仮称）建設位置図

【位置図】

【建設位置】

議案第　　号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和２年９月　日提出

鳥取市長　深澤　義彦

１　契 約 目 的　　鳥取市河原町国英地区活性化施設新築（建築）工事施工のため

２　工 事 場 所　　鳥取市河原町山手地内ほか

３　工 事 名 称　　鳥取市河原町国英地区活性化施設新築（建築）工事

４　工 事 概 要　　活性化施設新築

５　契 約 方 法　　一般競争入札

６　契 約 金 額　　金２７５，４４０，０００円

（うち消費税及び地方消費税の額　金２５，０４０，０００円）

７　契約の相手方　　鳥取市河原町国英地区活性化施設新築（建築）工事ジューケン・都市特定建設工事共同企業体

代表者　鳥取市賀露町１１３番地２

株式会社ジューケン

代表取締役　加　藤　辰　宏

構成員　鳥取市湖山町東三丁目９８番地８

株式会社都市建設

代表取締役　横　山　　悟

提案理由

　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年鳥取市条例第１３号）第２条の規定により議決を得るためである。

定例教育委員会 資料	
令和２年８月２５日	
担当課 電話 （内線）	生涯学習・スポーツ課 0857-30-8425（内線 7850）

議案１９号　専決処分事項の報告

損害賠償の額及び和解について

（福部町武道館の屋根の一部が飛散し軽自動車を破損した状況）

令和２年４月１３日（月）、6：17 低気圧と寒気の影響で、鳥取市北部に暴風警報、波浪警報が発表され、１４日（火）未明に吹いた強風により、福部町武道館の北側の屋根の鉄板等（0.3×2M、20 数枚）がはがれて飛び、その１枚が隣接に駐車中の軽自動車の後部にあたり傷つけた。損傷の程度は次のとおりです。

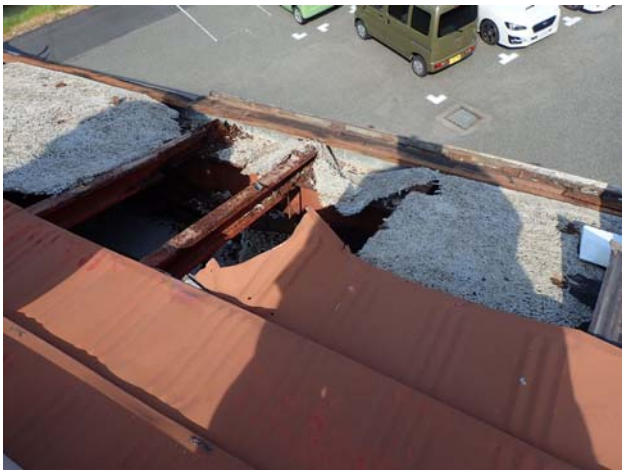

議案第　　号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和２年９月　日提出

鳥取市長　深　澤　義　彦

専　決　処　分　書

損害賠償の額及び和解について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和２年７月２１日専決

鳥取市長　深　澤　義　彦

損害賠償の額及び和解について

次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解するものとする。

１　損害賠償及び和解の相手方　　鳥取市内に在住する者

２　経過

令和２年４月１４日鳥取市福部町武道館において、強風により屋根鉄板の一部が落下し、隣接地に駐車していた相手方所有車両が損傷したものである。

３　損害賠償の額　　金１０１，８００円

４　和解の内容

⑴　鳥取市側の過失割合を１０割とし、鳥取市は、相手方に対し、金１０１，８００円（車両修理費）の支払義務があることを認め、これを令和２年７月末日限り、相手方に持参し、又は送金して支払う。

⑵　相手方は、その余の請求を放棄する。

８月定例教育委員会　資料	
令和２年８月２５日	
担当課	中央図書館

議案２０号　専決処分事項の報告

公用車の事故について
（専決処分事項の報告）

１．日　　時　　令和２年６月５日（金）１５時００分頃

２．場　　所　　鳥取市湖山町北六丁目 262 番地
株式会社　エスマート　湖山店　第２駐車場内

３．相 手 側　　株式会社　エスマート（鳥取市湖山町北三丁目 303 番地）
破損状況：エスマート湖山店　第２駐車場
出入口ブロック塀の破損

４．鳥取市側　　破損状況：移動図書館車左側面を破損及び左後輪タイヤ
１本に亀裂

５．状　　況

株式会社エスマート湖山店　第２駐車場に左折で入場しようとした際に、車体左側面及び後輪タイヤがブロック塀に接触し、車両、タイヤ、ブロック塀を破損したもの。発生時、対向車線に車が停車しており、対向車へ注意が向き、車両左側の確認が不十分であったために起きた事故です。

６．過失割合

（１）市：相手方　＝　１０：０

（２）鳥取市は相手方のブロック塀修理費１９，８００円を負担します。
（本市加入の全国市有物件災害共済会の対物保険にて対応。）

７．損害賠償の額及び和解について

令和２年７月２７日に専決処分しました。

８．地図・写真等

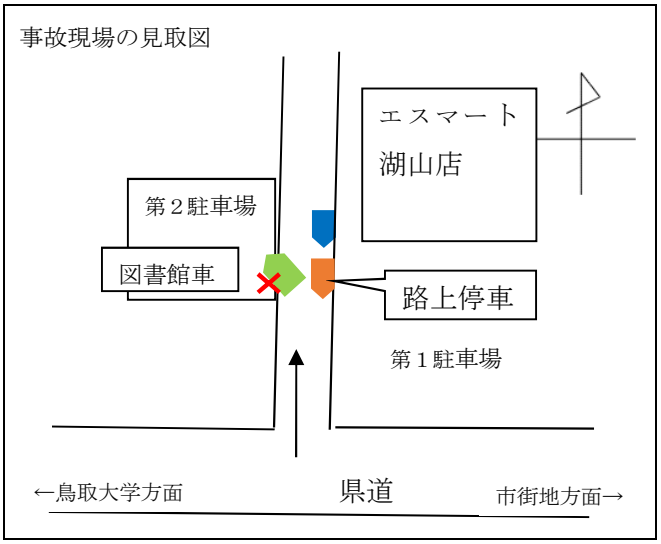

議案第　　号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和２年９月　　日提出

鳥取市長　深澤　義彦

専　決　処　分　書

損害賠償の額及び和解について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和２年７月２７日専決

鳥取市長　深　澤　義　彦

損害賠償の額及び和解について

次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解するものとする。

１　損害賠償及び和解の相手方　　鳥取市湖山町北三丁目３０３番地
株式会社エスマート
代表取締役　川　木　光　義

２　経過

令和２年６月５日公用車（鳥取８００さ５３０５）が、鳥取市湖山町北六丁目地内の相手方の店舗に入場しようと左折したところ、相手方のブロック塀に接触し、破損させたものである。

３　損害賠償の額　　金１９，８００円

４　和解の内容

⑴　鳥取市側の過失割合を１０割とし、鳥取市は、相手方に対し、金１９，８００円（ブロック塀修理費）の支払義務があることを認め、これを令和２年８月末日限り、相手方に持参し、又は送金して支払う。

⑵　相手方は、その余の請求を放棄する。

説明・協議事項（1）

８月定例教育委員会　資料	
年月日	令和2年8月25日
担当課	各課

令和2年度鳥取市一般会計補正予算（9月補正）について

単位：千円

No	事　業　名	所属名	補正前額	補正額	補正後額	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
1	事務局運営費（教育総務課）	教育総務課	1,634	660	2,294	0	0	0	660	市立中学校の総合誌の記事掲載内容等をめぐる損害賠償訴訟に係る弁護士費用。
2	学校維持補修費（中学校・大規模）	教育総務課	4,477	19,854	24,331	0	0	11,167	8,687	千代南中学校隣接地において、県が実施する治山事業（山ノ谷川通常砂防工事）に必要な管理道路の整備に支障となる物件の移設等に要する経費。 ①フェンス等移設費用　16,535千円 ②樹木等撤去費用　3,319千円 ※その他財源は、県からの移設補償費。
3	放課後児童対策事業費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）	学校教育課	0	53,538	53,538	53,538	0	0	0	①一斉臨時休業（4/27～5/6）及び分散登校（5/11～5/15）の実施に伴い、放課後児童クラブを長期休暇と同様の開設対応としたことによる追加経費 18,038千円（※補助率　厚労省1/3　県補助金1/3　臨時交付金1/3） ②消毒等感染症対策を徹底するために必要な業務のかかり増し経費（主に人件費）　35,500千円（1クラブあたり上限500千円、71クラブ）　（補助率 県10/10） ★地方創生臨時交付金活用事業（各省庁事業）
4	GIGAスクール構想事業費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）	学校教育課	78,767	79,325	158,092	78,985	0	0	340	①校内通信ネットワーク整備　69,613千円 ②遠隔学習の充実に向けた整備　9,712千円 （カメラ・マイク、接続機器等） ★地方創生臨時交付金活用事業 ★地方創生臨時交付金活用事業（各省庁事業）
5	給食配送委託費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）	学校保健給食課	0	1,637	1,637	1,637	0	0	0	'夏季休業日の短縮に伴い学校を開校することとなった期間の学校給食を実施するために必要となる給食配送業務委託料（5日分）の増額。 ★地方創生臨時交付金活用事業

No	事　業　名	所属名	補正前額	補正額	補正後額	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
6	緊急時給食継続事業費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）	学校保健給食課	0	8,658	8,658	8,658	0	0	0	学校給食センターにおいて調理員等が新型コロナウイルス罹患等により急遽休止した事態に備え、非常用給食（カレー、汁）を備蓄（16,000食）する経費。 ★地方創生臨時交付金活用事業
7	県産水産物学校給食提供事業（新型コロナウイルス感染症対策）	学校保健給食課	0	18,265	18,265	18,265	0	0	0	新型コロナウイルス感染症の影響による水産物への需要低迷等への対策補助金を活用し、学校給食を通じて県水産物についての知識を広げる等食育の推進を図る経費。 ・提供食数　約190,000食（見込み：各学校12回） （※補助率　県10/10）
8	集会所管理費	生涯学習・スポーツ課	46,722	2,478	49,200	0	0	0	2,478	①消防点検により指摘を受けた火災受信機等の更新・修繕（旧大茅小学校他2施設） 1,268千円 ②国府町コミュニティセンター冷媒ポンプ緊急修繕　1,210千円
9	安全・安心な環境づくり事業費（社会教育施施設）（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）	生涯学習・スポーツ課	0	188	188	188	0	0	0	「新しい生活様式」を踏まえた、気高町コミュニティセンター会議室への網戸設置　188千円 ★地方創生臨時交付金活用事業
10	文化センター施設管理費	生涯学習・スポーツ課	86,662	1,221	87,883	1,221	0	0	0	市の休業要請に対応した期間の料金収入等の減少により、必要となる施設維持管理費相当分を支援。 ★地方創生臨時交付金活用事業
11	さじアストロパーク運営管理費	生涯学習・スポーツ課	36,399	592	36,991	0	0	0	592	建築基準法に基づく点検により指摘があった非常用照明バッテリー等の取替に要する経費。（16か所）

No	事　業　名	所属名	補正前額	補正額	補正後額	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
12	地区体育館管理費	生涯学習・スポーツ課	19,071	2,081	21,152	0	0	648	1,433	消防設備点検等の法定点検における指摘事項や緊急の修繕に対応するもの。 ①バスケットゴール修繕(美保南体育館) 189千円 ②屋根修繕(大正体育館) 106千円 ③駐車場フェンス修繕(中ノ郷体育館) 127千円 ④屋根修繕(福部町武道館) 1,297千円 ⑤扉ほか修繕(大和体育館) 289千円 ⑥煙感知器修繕(美保南体育館)' 73千円 ※その他財源は建築総合損害共済金(1/2)
13	体育施設管理費	生涯学習・スポーツ課	202,193	2,671	204,864	510	0	0	2,161	消防設備点検等の法定点検における指摘事項や緊急の修繕に対応するもの。 ①バードスタジアムの屋外照明取替 1,239千円 ②バードスタジアム給気ファン取替 310千円 ③消防点検により指摘を受けた非常用放送設備取替経費(鹿野町農業者トレーニングセンター) 612千円 ③市の休業要請に対応した期間の料金収入等の減少により、必要となる施設維持管理費相当分を支援するもの(市民体育館グループ「市民体育館・テニス場・武道館・勤労青少年ホーム」) 510千円 ★地方創生臨時交付金活用事業
14	体育施設スマート予約システム導入事業費(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)	生涯学習・スポーツ課	0	54,502	54,502	54,502	0	0	0	小・中・義務教育学校体育施設の予約システムの導入経費等。 ①システム導入経費 39,875千円 ②防犯カメラ 13,860千円 ③保守料 659千円(年間3,949千円) ④管理事務 108千円(年間648千円) ★地方創生臨時交付金活用事業
15	屋外体育施設管理費	生涯学習・スポーツ課	298,959	9,848	308,807	0	0	8,921	927	①県道本鹿高福線(佐貫工区)改良工事に伴う、河原町屋内ゲートボール場等の解体に係る事後影響調査(15棟) 8,921千円 ②つづらをアーチェリー場防矢ネット等修繕 927千円 ※その他財源は、公共施設等整備基金繰入金(県からの移転補償費)
16	一般管理費(市民図書館)	中央図書館	16,985	1,617	18,602	0	0	0	1,617	経年劣化(H15設置)により修繕不能となった気高図書館のエアコン更新(2機)に要する経費。
		計	791,869	257,135	1,049,004	217,504	0	20,736	18,895	

令和2年度9月補正予算債務負担行為の概要

事　　業　　名	担　当　課
市民体育館再整備事業費	生涯学習・スポーツ課

［単位：千円］

限　度　額	期　　間	財　　源　　内　　訳				
		国	県	起　債	そ の 他	一般財源
206,060	令和2年～令和20年度	1,880		2,800		201,380

［事業の目的］

市民体育館再整備を民間活力を導入する手法（PFI方式（BTO型））で実施するとともに、完成後15年間の管理運営を委託する。
解体に際し必要となるアスベスト除去工事に係る経費を追加計上する。

［事業の内容］

・令和元年5月：募集広告
・令和2年1月：プロポーザルによる事業者選定
・令和2年3月：議会において契約議決
・令和2年4月から令和3年3月：設計
・令和3年4月から令和5年5月：建設及び開業準備
・令和5年6月から令和21年3月：運営（15年指定管理）

［これまでの関連する取組み］

●鳥取市民体育館再整備基本構想策定（平成29年6月）
●鳥取市民体育館再整備基本計画策定（平成30年6月）
●アドバイザリー業務委託契約の締結（平成30年7月）
●民間サウンディングの実施（平成30年11月）
●事業方式の決定（平成31年1月）
●募集広告（令和元年5月）
●事業者選定（令和元年12月）
●事業契約議決（令和2年3月）
○契約の相手方　PFI鳥取市民体育館株式会社　（鳥取市南吉方一丁目114番地3）
○契　約　額　　5,499,986,479円
　変更契約額　　5,709,112,524円（206,126,045円増）
　（現債務負担行為額　5,503,053千円）

［今後の取組み］

・令和2年4月から令和3年3月：設計
・令和2年10月～解体業務（アスベスト除去含む）
・令和3年4月から令和5年5月：建設及び開業準備
・令和5年6月から令和21年3月：運営（15年指定管理）

令和2年度9月補正予算債務負担行為の概要

事　　業　　名	担　当　課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市武道館、鳥取市千代テニス場及び鳥取市城北テニス場の管理運営費	生涯学習・スポーツ課

［単位：千円］

限度額	期　間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
115,690	令和　3 年 ～　7 年度					115,690

［事業の目的］

鳥取市武道館、鳥取市千代テニス場及び鳥取市城北テニス場（以下「鳥取市武道館等」という。）に、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

［事業の内容］

指定管理者に以下の業務を委託する。

指定管理者を公募し、鳥取市武道館等の管理運営を令和3年度より委託する。
指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおり。
1. 鳥取市武道館等の利用に関する業務
2. 鳥取市武道館等の施設及び設備の維持管理に関する業務
3. その他、施設の管理上市長が必要と認める業務

［これまでの関連する取組み］

≪鳥取市武道館、鳥取市千代テニス場、鳥取市城北テニス場≫
平成18年度より指定管理者制度へ移行
令和2年度までは鳥取市民体育館及び鳥取市勤労青少年ホームも含めて更新

現指定管理者　一般財団法人　鳥取市教育福祉振興会
前回債務負担額　平成31～令和2年度　90，438千円
指定管理料　R1：44，649千円　R2：45，789千円　計　90，438千円

［今後の取組み］

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。
1. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選考。
2. 12月議会で指定管理者の指定議決。
3. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
4. 3月中に基本協定書の締結。
5. 4月1日より管理開始。

令和2年度9月補正予算債務負担行為の概要

事　　業　　名	担　当　課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市弓道場の管理運営費	生涯学習・スポーツ課

［単位：千円］

限度額	期　間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
70,082	令和　3 年 ～　7 年度					70,082

［事業の目的］

鳥取市弓道場に、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

［事業の内容］

指定管理者に以下の業務を委託する。

指定管理者を公募し、鳥取市弓道場の管理運営を令和3年度より委託する。
指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。
1.鳥取市弓道場の利用に関する業務
2.鳥取市弓道場の施設及び設備の維持管理に関する業務
3.その他、弓道場の管理上市長が必要と認める業務

［これまでの関連する取組み］

現指定管理者　　鳥取市弓道協会
前回債務負担額　平成28年度～令和2年度　63，330千円
指定管理料　　H28　12，596千円　H29　12，596千円　H30　12，616千円　R1　12，713千円
R2　12，809千円　　計　63，330千円

［今後の取組み］

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。
1．指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
2．12月議会で指定管理者の指定議決。
3．12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
4．3月中に基本協定書の締結。
5．4月1日より管理開始。

令和2年度9月補正予算債務負担行為の概要

事　　業　　名	担　当　課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市若葉台スポーツセンターの管理運営費	生涯学習・スポーツ課

［単位：千円］

限度額	期　間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
128,537	令和　3 年 ～　7 年度					128,537

［事業の目的］

鳥取市若葉台スポーツセンターに、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

［事業の内容］

指定管理者に以下の業務を委託する。

指定管理者を公募し、鳥取市若葉台スポーツセンターの管理運営を令和3年度より委託する。
指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。
1.鳥取市若葉台スポーツセンターの利用に関する業務
2.鳥取市若葉台スポーツセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
3.その他、施設の管理上市長が必要と認める業務

［これまでの関連する取組み］

現指定管理者　　一般財団法人　鳥取県サッカー協会
前回債務負担額　平成28年度～令和2年度　112，375千円
指定管理料　　H28　21，850千円　H29　21，850千円　H30　22，113千円　R1　22，318千円
R2　22，523千円　　計　110，654千円

［今後の取組み］

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。
1. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
2. 12月議会で指定管理者の指定議決。
3. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
4. 3月中に基本協定書の締結。
5. 4月1日より管理開始。

令和2年度9月補正予算債務負担行為の概要

事　　業　　名	担　当　課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する国府町コミュニティセンター及び国府町農村勤労福祉センタープールの管理運営費	生涯学習・スポーツ課

［単位：千円］

限度額	期　間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
108,456	令和　3 年 ～　7 年度					108,456

［事業の目的］

国府町コミュニティセンター及び国府町農村勤労福祉センタープールに、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

［事業の内容］

指定管理者に以下の業務を委託する。

指定管理者を公募し、国府町コミュニティセンター及び国府町農村勤労福祉センタープール（以下、「国府町コミュニティセンター等」という。）の管理運営を令和3年度より委託する。
指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。
1.国府町コミュニティセンター等の利用に関する業務
2.国府町コミュニティセンター等の施設及び設備の維持管理に関する業務
3.その他、国府町コミュニティセンター等の管理上市長が必要と認める業務

［これまでの関連する取組み］

現指定管理者　　一般財団法人　鳥取市教育福祉振興会
前回債務負担額　平成30年度～令和2年度　58，770千円
指定管理料　　H30　19，334千円　R1　19，574千円　R2　20，432千円
　　計　59，340千円

［今後の取組み］

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。
1．指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
2．12月議会で指定管理者の指定議決。
3．12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
4．3月中に基本協定書の締結。
5．4月1日より管理開始。

令和2年度9月補正予算債務負担行為の概要

事　　業　　名	担　当　課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する河原町総合体育館及び河原町勤労者体育館の管理運営費	生涯学習・スポーツ課

［単位：千円］

限度額	期　間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
67,937	令和　3 年 ～　7 年度					67,937

［事業の目的］

河原町総合体育館及び河原町勤労者体育館に、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

［事業の内容］

指定管理者に以下の業務を委託する。

指定管理者を公募し、河原町総合体育館及び河原町勤労者体育館（以下、「河原町総合体育館等」という。）の管理運営を令和3年度より委託する。
指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。
1.河原町総合体育館等の利用に関する業務
2.河原町総合体育館等の施設及び設備の維持管理に関する業務
3.その他、河原町総合体育館等の管理上市長が必要と認める業務

［これまでの関連する取組み］

現指定管理者　　河原・佐治地域連携協議会　代表者　株式会社風土資産研究会
前回債務負担額　平成30年度～令和2年度　64，083千円
指定管理料　　H30　21，165千円　R1　21，361千円　R2　21，568千円
　　計　64，094千円
平成30年度からの3年間については、当該施設のほかに佐治町B&G海洋センター（体育館）、佐治町B&G海洋センター（プール）及び佐治町多目的運動広場をグループとし一括で委託を行っていたが、事業評価等の結果を踏まえ当該施設のみグループとして委託を行うものとする。

［今後の取組み］

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。
1．指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
2．12月議会で指定管理者の指定議決。
3．12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
4．3月中に基本協定書の締結。
5．4月1日より管理開始。

令和2年度9月補正予算債務負担行為の概要

事　　業　　名	担　当　課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する佐治町B&G海洋センター（体育館）、佐治町B&G海洋センター（プール）及び佐治町多目的運動広場の管理運営費	生涯学習・スポーツ課

［単位：千円］

限度額	期　　間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
51,903	令和　3 年 ～　7 年度					51,903

［事業の目的］

佐治町B&G海洋センター（体育館）及び佐治町B&G海洋センター（プール）及び佐治町多目的運動広場に、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

［事業の内容］

指定管理者に以下の業務を委託する。

指定管理者を公募し、佐治町B&G海洋センター（体育館）、佐治町B&G海洋センター（プール）及び佐治町多目的運動広場（以下、「佐治町B＆G海洋センター等」という。）の管理運営を令和3年度より委託する。
指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。
1.佐治町B＆G海洋センター等の利用に関する業務
2.佐治町B＆G海洋センター等の施設及び設備の維持管理に関する業務
3.その他、佐治町B＆G海洋センター等の管理上市長が必要と認める業務

［これまでの関連する取組み］

現指定管理者　　河原・佐治地域連携協議会　代表者　株式会社風土資産研究会
前回債務負担額　平成30年度～令和2年度　64，083千円
指定管理料　　R1　21，165千円　R1　21，361千円　R2　21，568千円
　　計　64，094千円
平成30年度からの3年間については、当該施設のほかに河原町総合体育館及び河原町勤労者体育館をグループとし一括で委託を行っていたが、事業評価等の結果を踏まえ当該施設のみグループとして委託を行うものとする。

［今後の取組み］

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。
1. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
2. 12月議会で指定管理者の指定議決。
3. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
4. 3月中に基本協定書の締結。
5. 4月1日より管理開始。

令和2年度9月補正予算債務負担行為の概要

事　　業　　名	担　当　課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する佐治町コミュニティセンターの管理運営費	生涯学習・スポーツ課

［単位：千円］

限度額	期　　間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
54,990	令和　3 年 ～　5 年度					54,990

［事業の目的］

佐治町コミュニティセンターに指定管理者制度を導入し、地域組織による主体的で自立性のある運営、社会教育を基盤とした地域づくりの取組みの促進を図る。

［事業の内容］

指定管理者に以下の業務を委託する。

指名指定により、佐治町コミュニティセンターの管理運営を令和3年度より指定管理者に委託する。
指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。
1. 地域振興・福祉業務（コミュニティ計画に基づく各種事業の支援）
2.生涯学習業務（住民福祉の増進や地域づくりの基盤となる学びの提供）
3.災害対応業務（避難場所としての施設管理）
4.施設運営業務（施設の貸し出し、利用料金の徴収、管理に必要な鍵の保管）
5.施設管理業務（建築物及び設備の保守管理、備品の保守管理、施設管理、清掃）
6.その他佐治町コミュニティセンターの管理上市長が必要と認める業務

［これまでの関連する取組み］

平成29年度から進めている地域組織のあり方検討の経過を踏まえ、地域の要望に応えてコミュニティセンターを学びと地域づくりの拠点として地域運営組織が管理運営するため、指定管理者制度を活用するもの。

［今後の取組み］

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。
1. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
2. 12月議会で指定管理者の指定議決。
3. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
4. 3月中に基本協定書の締結。
5. 4月1日より管理開始。

令和2年度9月補正予算債務負担行為の概要

事　　業　　名	担　当　課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する気高町勤労者体育センター、気高町農業者トレーニングセンター、気高町B&G海洋センター（プール）、気高町運動広場、気高町龍見台テニスコート、青谷町グラウンド、青谷町グラウンドテニスコート、青谷町農村広場、青谷町体育館、青谷町農林漁業者トレーニングセンター、鹿野町農業者トレーニングセンター、鹿野町B&G海洋センター（プール）及び鹿野町運動広場の管理運営費	生涯学習・スポーツ課

［単位：千円］

限度額	期　間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
228,819	令和　3 年 ～　7 年度					228,819

［事業の目的］

気高町勤労者体育センター、気高町農業者トレーニングセンター、気高町B&G海洋センター（プール）、気高町運動広場、気高町龍見台テニスコート、青谷町グラウンド、青谷町グラウンドテニスコート、青谷町農村広場、青谷町体育館、青谷町農林漁業者トレーニングセンター、鹿野町農業者トレーニングセンター、鹿野町B&G海洋センター（プール）及び鹿野町運動広場に、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営によるサービス向上及び効率化を図る。

［事業の内容］

指定管理者に以下の業務を委託する。

指定管理者を公募し、気高町勤労者体育センター、気高町農業者トレーニングセンター、気高町B&G海洋センター（プール）、気高町運動広場、気高町龍見台テニスコート、青谷町グラウンド、青谷町グラウンドテニスコート、青谷町農村広場、青谷町体育館、青谷町農林漁業者トレーニングセンター、鹿野町農業者トレーニングセンター、鹿野町B&G海洋センター（プール）及び鹿野町運動広場（以下「気高町勤労者体育センター等」という。）の管理運営を令和3年度より委託する。
指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。
1.気高町勤労者体育センター等の利用に関する業務
2.気高町勤労者体育センター等の施設及び設備の維持管理に関する業務
3.その他、気高町勤労者体育センター等の管理上市長が必要と認める業務

［これまでの関連する取組み］

現指定管理者　　特定非営利活動法人　鹿の助スポーツクラブ
前回債務負担額　平成30年度～令和2年度　218，819千円
指定管理料　　H30　40，980千円　R1　39，860千円　R2　40，722千円
計　121，562千円

［今後の取組み］

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。
1．指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
2．12月議会で指定管理者の指定議決。
3．12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
4．3月中に基本協定書の締結。
5．4月1日より管理開始。

令和2年度9月補正予算債務負担行為の概要

事　　業　　名	担　当　課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市歴史博物館及び鳥取市因幡万葉歴史館の管理運営費 (※うち「鳥取市歴史博物館」)	文化財課

［単位：千円］

限度額	期　間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
651,600	令和　3 年 ～　7 年度					651,600

［事業の目的］

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市歴史博物館の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の専門性や創意工夫に基づき、鳥取市歴史博物館の運営において質的向上と効率化を図る。

［事業の内容］

指定管理者に以下の業務を委託する。
1. 鳥取市歴史博物館の利用に関する業務
2. 鳥取市歴史博物館の施設及び設備の維持管理に関する業務
3. 鳥取市歴史博物館の企画展示等に関する業務
4. 鳥取市の歴史文化に係る調査研究と博物館資料の収集保存に係る業務
5. 鳥取市歴史民俗資料館等の収蔵資料の保存・活用に係る業務
6. その他鳥取市歴史博物館の管理上、必要と認める業務

［これまでの関連する取組み］

鳥取市歴史博物館は歴史文化の学習拠点及び情報発信の拠点として平成12年7月1日に開館。平成18年度から指定管理者制度を導入した。平成28年度から令和2年度までが3期目で、開館20周年を迎え常設展示室のリニューアルを実施した。令和3年度から5年間が4期目の指定管理期間となる。
現指定管理者　公益財団法人鳥取市文化財団
前回債務負担額　平成28～令和2年度　662,291千円
指定管理料　H28　112,037千円　H29　110,595千円　H30　110,778千円
H31　113,496千円　R2　113,043千円　計　559,949千円

［今後の取組み］

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。
1. 指名を実施。
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
5. 3月中に基本協定書の締結。
6. 指定管理者交代の場合、3月末までに引継ぎ。
7. 4月1日より管理開始。

令和2年度9月補正予算債務負担行為の概要

事　　業　　名	担　当　課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市歴史博物館及び鳥取市因幡万葉歴史館の管理運営費 （※うち「鳥取市因幡万葉歴史館」）	文化財課

［単位：千円］

限度額	期　間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
224,200	令和　3 年 ～　7 年度					224,200

［事業の目的］

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市因幡万葉歴史館の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の専門性や創意工夫に基づき、鳥取市因幡万葉歴史館の運営において質的向上と効率化を図る。

麒麟獅子舞の重要無形民俗文化財指定に伴い、民俗芸能の継承の拠点として連合保存会等の業務支援にも館として取り組む。

［事業の内容］

指定管理者に以下の業務を委託する。

1. 鳥取市因幡万葉歴史館の利用に関する業務
2. 鳥取市因幡万葉歴史館の施設及び設備の維持管理に関する業務
3. 鳥取市因幡万葉歴史館の企画展示等に関する業務
4. 麒麟獅子舞・因幡の傘踊り等民俗芸能の保存・活用に係る業務
5. その他鳥取市因幡万葉歴史館の管理上、必要と認める業務

［これまでの関連する取組み］

鳥取市因幡万葉歴史館は国府地域の歴史文化の学習拠点及び情報発信の拠点として平成6年9月に開館。平成18年度から指定管理者制度を導入した。平成28年度から令和2年度までが3期目、令和3年度から5年間が4期目の指定管理期間となる。

現指定管理者　公益財団法人鳥取市文化財団
前回債務負担額　平成28～令和2年度　233,702千円
指定管理料　H28　40,717千円　H29　40,717千円　H30　40,717千円
H31　41,095千円　R2　41,693千円　計　204,939千円

［今後の取組み］

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

1. 指名を実施。
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
5. 3月中に基本協定書の締結。
6. 指定管理者交代の場合、3月末までに引継ぎ。
7. 4月1日より管理開始。

令和2年度9月補正予算債務負担行為の概要

事　　業　　名	担　当　課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する仁風閣及び宝扇庵の管理運営費	文化財課

［単位：千円］

限度額	期　　間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
82,572	令和　3 年 ～　5 年度					82,572

［事業の目的］

地方自治法第244条の2第3項、仁風閣及び宝扇庵の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の専門性や創意工夫に基づき、仁風閣及び宝扇庵の運営において質的向上と効率化を図る。

［事業の内容］

指定管理者に以下の業務を委託する。
1. 仁風閣及び宝扇庵の利用に関する業務
2. 仁風閣及び宝扇庵の施設及び設備の維持管理に関する業務
3. 仁風閣及び宝扇庵の企画展示等に関する業務
4. その他仁風閣及び宝扇庵の管理上、必要と認める業務

［これまでの関連する取組み］

仁風閣は明治40年5月に建設された洋風建築で、昭和48年に国の重要文化財に指定された。昭和51年11月から一般公開を開始し、平成18年度から指定管理者制度を導入した。平成28年度から令和2年度までが3期目、令和3年度から3年間が4期目の指定管理期間となる。令和4年以降に市による大規模な文化財修理を計画しており、事業の進捗状況により指定管理期間を変更（短縮または延長）する。
現指定管理者　公益財団法人鳥取市文化財団
前回債務負担額　平成28～令和2年度　122,712千円
指定管理料　H28　18,974千円　H29　18,974千円　H30　18,974千円
H31　19,150千円　R2　19,326千円　計　95,398千円

［今後の取組み］

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。
1. 指名を実施。
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
5. 3月中に基本協定書の締結。
6. 指定管理者交代の場合、3月末までに引継ぎ。
7. 4月1日より管理開始。

令和2年度9月補正予算債務負担行為の概要

事　　業　　名	担　当　課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市あおや和紙工房、鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館の管理運営費 (※うち「鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館」)	文化財課

［単位：千円］

限度額	期　間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
166,075	令和　3 年 ～　7 年度					166,075

［事業の目的］

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の専門性や創意工夫に基づき、鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館の運営において質的向上と効率化を図る。

［事業の内容］

指定管理者に以下の業務を委託する。
1. 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館の利用に関する業務
2. 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館の施設及び設備の維持管理に関する業務
3. 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館の企画展示等に関する業務
4. その他鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館の管理上、必要と認める業務

［これまでの関連する取組み］

鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館は、平成20年度から指定管理者制度に移行した。1期目は20年度から22年度までの3年間だったが、2期目より期間を5年間とした。28年度から令和2年度までが3期目、令和3年度から7年度までが4期目の指定管理期間である。青谷上寺地遺跡展示館については、県・市による青谷上寺地遺跡ガイダンス施設の整備・完成時に廃止することとしているため、事業の進捗に伴い指定管理期間を変更する場合がある。

現指定管理者　公益財団法人鳥取市文化財団
前回債務負担額　平成28～令和2年度　196,973千円
指定管理料　H28　30,644千円　H29　30,904千円　H30　30,722千円
H31　31,268千円　R2　31,291千円　計　154,829千円

［今後の取組み］

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。
1. 公募を実施。
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
5. 3月中に基本協定書の締結。
6. 指定管理者交代の場合、3月末までに引継ぎ。
7. 4月1日より管理開始。

８月定例教育委員会　資料	
令和２年８月２５日	
担当課	中央図書館

説明・協議事項（２）

鳥取市図書館振興計画の改定ついて

1. 図書館振興計画の進捗状況について（評価指標の実績）

	項　　目	目標値	30 年度実績	元年度実績	達成率
総合的な評価指標	①市民１人あたりの資料購入費（26 年度：194 円）	200 円	162.6 円	165 円	82.5%
	②市民 100 人あたりの購入冊数（26 年度：11 冊）	12 冊	10.4 冊	10.1 冊	84.2%
	③市民１人当たりの貸出冊数（26 年度：4.6 冊）	5.1 冊	4.6 冊	4.8 冊	94%
	④登録率（26 年度：31.2%）	40%	37.2%	38.6%	96.5%
	⑤中央図書館の入館者数（26 年度：405 千人）	450 千人	367,180 人	363,517 人	80.8%
Ⅰ 学びの場	①レファレンス受付件数（3 館）（26 年度：518 件）	1,000 件	846 件	31,717 件	3,172%
	②特集コーナー設置回数（3 館）（26 年度：50 回）	100 回	192 回	165 回	165%
	③新規購入図書の貸出回数（26 年度：9 回）	10 回	9.9 回	10.5 回	105%
Ⅱ 交流と創造の場	①郷土をテーマにした展示開催回数（3 館）（26 年度：3 回）	20 回	35 回	34 回	170%
	②行事への参加人数（3 館）（26 年度：4550 人）	6,000 人	5,240 人	5,236 人	87.3%
	③ギャラリーの貸出回数（26 年度：14 回）	20 回	27 回	22 回	110%
	④多目的ホールの貸出回数（26 年度：50 回）	100 回	124 回	146 回	146%
場 Ⅲ 読書を支える	①移動図書館車での貸出冊数（26 年度：93 千冊）	100 千冊	101,355 冊	93,703 冊	93.7%
	②移動図書館車での貸出人数（26 年度：20.2 千人）	23 千人	19,734 人	18,041 人	78.4%
	③65 歳以上の高齢者の一人あたりの貸出冊数（26 年度：2.9 冊）	4.0 冊	3.9 冊	4.3 冊	108%

人口：令和 2 年 3 月 31 日現在の人口　186,180 人

※Ⅰ学びの場①レファレンス件数については、31 年 4 月からカウント方法を変更。

2. 図書館振興計画骨子（案）について・・・別紙①

(1)　図書館の運営理念　標語

(2)　目ざす図書館像　３本柱

(3)　目ざす図書館像の目標と指標　（何をどのようにしたい）

(4)　主要施策・事業（追加、見直し含む）

追加・見直し…新学習指導要領実施にともなう調べ学習用図書の整備充実、
気高図書館空調設備の更新、移動図書館車の巡回見直し、
「読書バリアフリー法」に基づく基本計画の策定　など

別紙①

鳥取市図書館振興計画骨子（案）

出会いたい！　伝えたい！　つながり合う
鳥 取 市 立 図 書 館

鳥取市立図書館の運営理念

鳥取市立図書館は、本や情報の提供をとおして、自ら学び、考え、行動する市民を支援するとともに、心豊かなくらしの実現や地域社会の課題解決を図り、市民一人ひとりの成長と地域の発展に貢献します。

目ざす図書館像

1.【学びの場】
地域の情報拠点として、「知りたい・学びたい」「課題解決」を支援する図書館

① くらしや仕事・地域の課題解決に役立つさまざまな本や情報の整備と提供
② 案内業務・相談業務及び学校図書館等の支援強化
③ インターネットなどＩＣＴ（情報通信技術）環境の充実と情報提供

2.【交流と創造の場】
地域文化の創造と発展を支え、市民が集い･にぎわい･つながり合う図書館

① 地域資料の積極的な収集と魅力の発信
② 市民が集い、にぎわう、交流の場の創出
③ 市民との協働による活力ある図書館

3.【すべての人の生涯にわたる読書を支える場】
誰もが使いやすく、市民とともに歩む図書館

① 誰もが使いやすい全域サービス網の充実
② 子どもの読書活動の推進
③ 高齢者及び障がい者サービス等の強化
④ 職員の資質の向上と専門性の追求